

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 道における組織及び体制の整備

知事等（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 道の各部局における平素の業務

道の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

【道の各部局における平素の業務】

| 部局名 | 平素の業務 |
|-------|---|
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会等の運営に関する事。・道国民保護計画に関する事。・避難施設の指定に関する事。・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事。・国民保護に関する情報の収集に関する事。・関係機関との連絡調整に関する事。・国民保護対策本部等に関する事。・特殊標章等（赤十字標章等を除く。）の交付等に関する事。・国民保護措置についての研修及び訓練に関する事。・国民保護に関する啓発に関する事。・安否情報の収集体制の整備に関する事。・国民保護対策予算その他財政に関する事 など |
| 総合政策部 | <ul style="list-style-type: none">・報道機関との調整に関する事。・外国公館との連絡調整に関する事。・運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）体制の整備及び連絡調整に関する事。・通信手段の整備に関する事（他部課の所管に属するものを除く。） など |
| 環境生活部 | <ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理に係る調整に関する事。・生活関連物資の供給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関する事。・生活関連等施設（浄水施設）の把握及び対策に関する事。・遺体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事。・危険動物及びペット動物の対策に関する事。・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事（保健福祉部所管分を除く。） など |

| 部局名 | 平素の業務 |
|-------|---|
| 保健福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事。 ・救援物資の調達体制の整備に関する事。 ・避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・生活関連等施設の把握及び対策に関する事。 ・赤十字標章等（特殊標章等を除く。）の交付等に関する事。 ・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事（保健福祉部所管） など |
| 経済部 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工労働団体・機関との連絡調整に関する事。 ・生活関連等施設（発電所）の把握及び対策に関する事。 ・観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関する事。 ・電力の安定供給に関する事 など |
| 農政部 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業関係団体との連絡調整に関する事。 ・家畜の対策に関する事 など |
| 水産林務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・水産林務関係団体との連絡調整に関する事。 ・漁港施設の把握及び対策に関する事 など |
| 建設部 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設関係団体との連絡調整に関する事。 ・道路、空港、港湾の把握及び対策に関する事。 ・生活関連等施設（ダムなど建設部所管のもの。）の把握及び対策に関する事。 ・被災者住宅の再建支援に関する事。 ・住宅融資など相談窓口の開設に関する事 など |
| 出納局 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関する事 など |
| 企業局 | <ul style="list-style-type: none"> ・道営発電施設、道営工業用水ダム施設の把握及び対策に関する事 など |
| 道立病院局 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療の提供に関する事。 |

【道教育委員会における平素の業務】

| | |
|--------|---|
| 道教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事。 ・児童・生徒の安全指導に関する事。 ・文教施設等の保全に関する事。 ・文化財の保護に関する事 など |
|--------|---|

【道公安委員会・道警察本部における平素の業務】

| | |
|------------------|--|
| 道公安委員会 ・道警察本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・連絡体制の整備に関する事。 ・交通規制に係る体制整備に関する事。 ・住民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関する事 など |
|------------------|--|

2 道職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

道は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

道は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員による災害対応の当直体制等を活用して、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 道の体制及び職員の参集基準等

道は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準及び初動体制】

| 状況 | 体制の判断基準 | | 体制 | 職員の参集基準 |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------|--|
| 事態認定前 | 道の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | | 第1非常配備（危機対策局体制） | 危機対策局職員（国民保護を担当する職員及び事態に応じた関係職員）が参集 |
| | 道の全部局での対応が必要な場合 | | 第2非常配備（緊急事態連絡室体制） | 原則として、道国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、「北海道緊急事態連絡室設置要綱」に基づき、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| 事態認定後 | 道国民保護対策本部設置の通知がない場合 | 道の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | 第1非常配備（危機対策局体制） | 危機対策局職員（国民保護を担当する職員及び事態に応じた関係職員）が参集 |
| | | 道の全部局での対応が必要な場合 | 第2非常配備（緊急事態連絡室体制） | 原則として、道国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、「北海道緊急事態連絡室設置要綱」に基づき、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| | 道国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 | | 第3非常配備（道国民保護対策本部体制） | 全ての道職員が本庁又は出先機関等に参集 |

注1 第1非常配備（危機対策局）、第2非常配備（緊急事態連絡室）の体制を整えるかどうかの判断は、危機対策局長が行う。

注2 道警察の配備体制は、道警本部長が定める。

(4) 職員への連絡手段の確保

道の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行するなど、電話及びメール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

道の幹部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代わりに職員を代替職員として定めておくこととし、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、道対策本部長、道対策副本部長及び道対策本部員（警察本部長及び教育長を除く。）の代替職員については、別途定める。

(6) 参集職員の所掌事務

道は、(3)の参集基準の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員の確保等

道は、防災に関する体制を活用しつつ、道対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保、仮眠設備等の確保等を図るよう努める。

3 国民の権利利益の救済に係る窓口等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

道は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る以下の手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

- ① 損失補償（法第 159 条第 1 項）
 - ア 特定物資の収用に関する事。（法第 81 条第 2 項）
 - イ 特定物資の保管命令に関する事。（法第 81 条第 3 項）
 - ウ 土地等の使用に関する事。（法第 82 条）
 - エ 応急公用負担に関する事。（法第 113 条第 3 項）
 - オ 車両等の破損措置に関する事。（法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 3 第 2 項後段）
- ② 実費弁償（法第 159 条第 2 項）

医療の実施の要請等に関する事。（法第 85 条第 1・2 項）
- ③ 損害補償（法第 160 条）
 - ア 国民への協力要請によるもの（法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項）
 - イ 医療の実施の要請等によるもの（法第 85 条第 1・2 項）
- ④ 不服申立てに関する事。（法第 6 条、175 条）
- ⑤ 訴訟に関する事。（法第 6 条、175 条）

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

道は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、北海道文書管理規程（平成 10 年北海道訓令第 7 号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

道は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 市町村及び指定地方公共機関の組織及び体制の整備

市町村及び指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織及び体制、職員の参集基準等について定めるものとする。

1 市町村の組織及び体制の整備

市町村長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

2 指定地方公共機関の組織及び体制の整備

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第3 関係機関との連携体制の整備

道は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

道は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

道は、国、他の都府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

道は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、道国民保護協議会の部会等を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

道は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や道国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

道は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊（陸上自衛隊北部方面総監部、海上自衛隊大湊地方総監部、航空自衛隊第2航空団）との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

道は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

知事等は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに道の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

知事等は、道外への避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、広域にわたる避難の実施、物資及び資材の供給並びに救援の実施に関する応援について他の都府県との連携を図る。

なお、これらの応援協定の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

道警察は、他の都府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集及び出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 近接する都府県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する青森県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、道の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、各（総合）振興局保健環境部（保健所）、保健所、道立衛生研究所等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図るための連絡体制を整備する。

4 市町村との連携

(1) 市町村の連絡先の把握等

道は、区域内の市町村との緊密な連携を図る。

なお、市町村の連絡先は、「資料編」に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、道と市町村との間の連携について調整する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

知事は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、あらかじめ調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

知事は、市町村国民保護計画の協議を通じて、知事の行う国民保護措置と市町村長の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

知事は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

また、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、避難の実施、物資及び資材の供給並びに救援の実施に関する応援について道及び市町村相互の連携を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

知事は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、道の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実及び活性化を図る。

また、道は、市町村と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

道は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、「資料編」に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言をすることができる。知事が指定地方公共機関に対し行う助言とは、その円滑な運営等に資するための助けとなるような進言であり、これに従う法律上の義務が生ずるものではない。

(3) 関係機関との協定の締結等

知事は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、「災害時における物資の供給に関する協定書」等に基づき、避難住民等の救援の実施について食品販売事業者等との連携を図るほか、必要な連携体制の整備を図る。

また、道は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

道は、市町村と連携して自主防災組織の中心となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

道は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、北海道社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

7 道民の協力等

道民は、道や市町村等が実施する国民保護措置について協力の要請があった場合、自発的な意思に基づき、その協力を努める一方、自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、平素から食料や飲料水等を備蓄するなど、自助・共助の精神に基づき備えていくよう努めることが期待される。

第4 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、情報通信手段の確保が重要である。特に、対処に時間的余裕がない弾道ミサイル発射の際の警報については、迅速に警報を通知、伝達するためのシステム整備の充実が必要である。

このため、道は、災害時等における非常通信体制や情報通信手段を活用するとともに、国との連携等による通信体制の整備を行うため、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

道は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

道は、災害時等の情報収集・連絡体制のため整備している有線・無線、地上系・衛星系等による多ルート化や関連機器装置の二重化、停電等に備え確保している非常用電源を活用し、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行う。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意する。

① 施設・設備面

武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

② 運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

ウ 担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

エ 国民に情報を提供するに当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

(3) 国との連携等による通信体制の整備

道は、迅速に国民保護措置に関わる情報を発する方法として、北海道総合行政情報ネットワークなどによる一斉指令（音声・ファクシミリ）や電子メール等の利用による情報提供を行うほか、国における緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の様々な通信手段との連携を図るなど通信体制の充実に努める。

(4) 道警察における通信の確保

道警察は、北海道警察情報通信部、道及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(5) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、通信方式のデジタル化の推進に努めることとし、道に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第5 情報収集・提供等の体制整備

道は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報の収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報の収集及び提供のための体制の整備

道は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

道は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 道警察における体制の整備

道警察は、その保有する手段を活用して、迅速な情報の収集及び連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村長、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、「資料編」に掲げるとおりである。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

知事等は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事等が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

(3) 市町村に対する支援

道は、市町村長が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、道警察は、市町村長が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村長は、市町村長に対し知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村長は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

道及び市町村は、国が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（通称「安否情報システム」）等を活用して、安否情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

知事が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、消防庁に報告する。（様式は、「資料編」に掲載）

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民・負傷住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷(疾病)の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所

- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

知事は、市町村長から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理し、報告し、及び提供することができるよう、道における安否情報の担当をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法、収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

知事は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある道が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、道対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村長は、安否情報を円滑に収集し、整理し、報告し、及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の担当をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村長は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

知事は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集及び報告に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

知事は、市町村長に対し、被災情報の報告を「資料編」に掲載の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関して収集した被災情報を、速やかに、知事に報告するよう周知する。

なお、この場合において、放送事業者である指定地方公共機関が知事に報告する被災情報は、その管理する施設及び設備に関するものであり、報道機関として行う取材・報道活動によって得られた情報は含まれないものとする。

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報を収集し、及び連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する備え

知事等は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する準備事項

(1) 基礎的資料の準備

知事は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、道の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

また、本道は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、知事等は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、道警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する準備事項

(1) 基礎的資料の準備

知事は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設（高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等を含む）、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

また、本道が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

(2) 電気通信事業者との協議

知事は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

知事は、医療関係団体等に対し救護班（医師、看護師、助産師等で構成する。以下同じ。）の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町村との調整

道は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

知事は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少したり、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における鉄道や船舶を活用した運送の実施体制について検討を行う。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

知事は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や北海道運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

知事は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、北海道運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

(3) 運送経路の把握等

知事は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

4 離島における留意事項

知事は、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島、厚岸小島の住民の避難については、国〔内閣官房、国土交通省〕から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。

この場合において、道は、下表に掲げる輸送手段等を基本として、これらの離島と本道との間に航路を有するハートランドフェリー株式会社及び羽幌沿海フェリー株式会社、その他関係する指定公共機関及び指定地方公共機関との連携協力を努める。

なお、厚岸小島には既存の航路がないことから、当該離島の住民避難については、住民の居住状況を勘案し、必要に応じ、国〔防衛省、海上保安庁〕に避難住民の運送を要請する等、連携して対処する。

| | 島の全住民を避難させる場合に必要となる輸送手段※ | 想定される避難先までの輸送経路※ | 島内にある港湾、空港までの輸送体制 | 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制 |
|------------|--------------------------|--------------------|--|---|
| 礼文島 | 船 舶 | 香深港→稚内港 | 路線バスの活用を原則とする。路線バスがない地域では、知事が避難の指示を行う際に、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、道警察の意見を聞いた上で、自家用車等を輸送手段として示すことができるものとする。 | 避難時に輸送力が不足した場合に島外（防衛省及び海上保安庁など）から輸送手段を円滑に受け入れるため、知事は平素から運送事業者と密接に連絡をとり、現有する輸送力及び使用する空港港湾の状況を把握しておく。 |
| 利尻島 | 航空機 | 利尻空港→新千歳空港 | | |
| | 船 舶 | 鴛泊港→稚内港 | | |
| 天売島 焼尻島 | 船 舶 | 天売港→焼尻港 →羽幌港 | | |
| 奥尻島 | 航空機 | 奥尻空港→函館空港 | | |
| | 船 舶 | 奥尻港→江差港 奥尻港→瀬棚港 | | |

※原則として既存の航路を活用することを前提に作成

5 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

道警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

道警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

道警察は、武力攻撃事態等において、道公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

道警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

6 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

また、大都市の特例により、札幌市長が指定する避難施設について、その指定に関する考え方や手続などに関して整合性が確保されるよう連携を図る。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。
- ⑦ 避難時期や避難の長期化により冬季において使用することも想定されるため、除雪体制や暖房設備が整備されている施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

知事は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

知事は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、道に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

知事は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

知事等は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、道警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

7 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、知事、道警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、知事が作成する国民保護計画や、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、知事等と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 市町村長が実施する救援

市町村長は、知事との調整の結果、自らが行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

知事は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

| 国民保護法施行令 | 各号 | 施設の種類 | 所管省庁名 |
|----------|-----|-----------------------|-------------|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 | 経済産業省 |
| | 2号 | ガス工作物 | 経済産業省 |
| | 3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 | 厚生労働省 |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 | 国土交通省 |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 総務省 |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 総務省 |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 | 国土交通省 |
| | 8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省 |
| | 9号 | ダム | 国土交通省 |
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 総務省消防庁 |
| | 2号 | 毒劇物 | 厚生労働省 |
| | 3号 | 火薬類 | 経済産業省 |
| | 4号 | 高圧ガス | 経済産業省 |
| | 5号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。） | 原子力規制委員会 |
| | 6号 | 核原料物質 | 原子力規制委員会 |
| | 7号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。） | 原子力規制委員会 |
| | 8号 | 毒劇薬 | 厚生労働省、農林水産省 |
| | 9号 | 電気工作物内の高圧ガス | 経済産業省 |
| | 10号 | 生物剤、毒素 | 各省庁（主務大臣） |
| | 11号 | 毒性物質 | 経済産業省 |

(2) 道警察及び海上保安本部に対する情報提供

知事は、道警察及び第一管区海上保安本部に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点(以下「安全確保の留意点」という。)を通知するとともに、道警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、知事は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築するとともに、これを活用して平素より関連情報の共有に努める。

(2) 知事等が管理する生活関連等施設の安全確保

知事等は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

道警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、知事等を通じて把握するとともに、知事等との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

第2 道が管理する公共施設等における警戒

知事等が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者として、以下のとおり、予防対策について定める。

(1) 警戒の方針

知事等は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。ただし、公の施設においてその管理を指定管理者に行わせている場合は、当該指定管理者が知事又は道教育委員会の意見を聴いて上記の措置を実施する。

市町村が管理する公共施設等における警戒等についても、道の措置に準じて実施するものとする。この場合において、道警察との連携を図るものとする。

(2) 警戒等の内容

テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察、消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り、点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などを実施するほか、関係省庁からの諸通知に沿った対応を実施する。

第4章 備蓄等

知事等が備蓄する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材等について、以下のとおり定める。

1 物資及び資材の備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

知事等は、食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、北海道地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄し、又は調達体制を整備する。

また、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材についても、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、道としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

知事等は、上記に掲げるもののほか国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄又は調達体制の整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

2 知事等が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

知事等は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

知事等は、その管理する工業用水道、電気等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

知事等は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、知事等と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 研修及び訓練

道職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため道における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

知事等は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 知事等の研修機関における研修の活用

知事等は、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

知事等は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 知事等における訓練の実施

知事等は、区域内の市町村とともに、国、他の都府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 道対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び道対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報や安否情報に係る情報収集訓練及び警報や避難の指示等の通知伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 知事等は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 知事等は、地理的特性に応じた避難、救援等の国民保護措置を適切に行うため、冬期間などの訓練の実施について検討する。
- ⑦ 道警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第6章 啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

知事等は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

知事等は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性もいかしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

道教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害時の安全対応能力育成のため、道立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神等を養う教育を行うよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

知事等は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、道は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

道警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底を図る。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、知事等が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、道国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。